

本製品ライフサイクル管理補足条項 (以下「**本 PLM 条項**」という。) は、オーダーに「PLM」、「PLM-TC」、「PLM-NX」、又は「PLM-TCO」の英数字コードが指定された提供物及び製品 (以下「**PLM 提供物**」という。) にのみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 PLM 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 PLM 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で PLM ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人を意味します。

「**PLM ソフトウェア**」とは、PLM 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**サイト**」とは、正規ユーザーによる PLM ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。

「**対象地域**」とは、お客様による PLM ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域になります。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、PLM ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、特定の PLM ソフトウェアに関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。

2.1 「**バックアップ**」ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。

2.2 「**フローティング**」ライセンス又は「**同時ユーザー**」ライセンスとは、PLM ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得された PLM ソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されることを意味します。

2.3 「**指名ユーザー**」ライセンスとは、PLM ソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーだけに制限されるライセンスのことを意味します。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、月に 1 回を上限として、指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。

2.4 「**ノードロック**」ライセンスとは、PLM ソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。

2.5 「**製品別**」ライセンスとは、PLM ソフトウェアの使用が、PLM ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。

2.6 「**サーバー別**」ライセンスとは、PLM ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。

2.7 「**永久**」ライセンス又は「**延長**」ライセンスとは、有効期限が設定されていない PLM ソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれません。

2.8 「**レンタル**」ライセンスとは、オーダーに指定される 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。

2.9 「**サブスクリプション**」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。

2.10 「**テスト/QA**」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. **Token の使用条件**

- 3.1 トークンのライセンスオプションは、上記に規定するライセンス及び使用タイプと組み合わせて、一定の PLM ソフトウェア製品に関して提供されます。「トークン」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、一時的にトークンをライセンスに変換し、オーダーに指定されている関連 PLM ソフトウェア製品にアクセスして使用できるものです。但し、事前定義されたソフトウェア機能、アプリケーション、モジュールに限られます。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要なトークン数はドキュメンテーションに記載されています。Token は、その有効期間中に再使用することができます。
- 3.2 当該の Token に関する PLM ソフトウェア製品のドキュメンテーションに別段の明示的な規定がない限り、お客様は、特定の PLM ソフトウェア製品について、個別の基本ライセンスを購入している場合に限り、Token を使用する権利のみを有するものとします。
- 3.3 PLM ソフトウェア製品に対する追加、変更又は削除が行われた結果、新機能若しくはは更新された機能、又はアプリケーション及びモジュールが生じた場合、お客様は、PLM ソフトウェア製品に対応する基本ライセンス及び適用されるトークンの両方が、最新の有効な保守サービスオーダーの対象となっている場合に限り、トークンを使用して、当該新機能若しくは更新された機能、又はアプリケーション及びモジュールにアクセスすることができます。
4. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介してPLM提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのエンタイトルメント数が減少することはありません。
5. **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報をSISWに提供するものとします。SISWは、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISWの事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISWは、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
6. **APIの使用** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾された PLM ソフトウェアの一部として、Knowledge Fusion 製品又は、ドキュメンテーションで公開され、特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース (以下総称して「API」という。)を使用することもできます。お客様は、本 PLM ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。お客様は、本 PLM ソフトウェアと併用する目的に限り、一定の公開 API を使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様が API を使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a)お客様が SISW のソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b)お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できる API が含まれた Solid Edge 又は Femap のライセンスを購入した場合。お客様は PLM ソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています
7. **PLMソフトウェアの保守サービス** PLMソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。)は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes>に記載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
8. **XaaS提供物に適用される条項:**
- 8.1 **エンタイトルメント:** PLM提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該PLM提供物に含まれるPLMソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスの目的において、適宜、お客様の敷地外からクラウドサービスにアクセスして使用できます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト (以下「guest」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者又はビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
- 8.2 **サポート及びSLA** SISW が提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla>に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。